

「国立大への寄付制限を大幅緩和－政府」

政府は、地方自治体から国立大学などへの寄付制限を大幅に緩和し、自治体が保有する土地・建物の無償譲渡や国立大学付属病院への助成などを認める関係政令を決定した。市町村が総務相と寄付に関する協議を行う場合に書類提出を都道府県経由で行う従来の手続きも簡素化し、国に直接提出できるように改める。同政令は今週中に公布・施行される予定だ。

現行の地方財政再建促進特別措置法は、自治体が国立大学など国に対して負担金や寄付金を支出することについて、「自発的寄付」といった名目で国が自治体に負担を「肩代わり」させることなどを防ぐため、法令に根拠がない限り原則的に禁止している。

ただ、同法施行令により、土地など財産譲渡については同様財産との交換の場合に限って容認。また、国立大学が自治体の要請に基づいて地域の産業振興に寄与する研究開発を行う場合などには、自治体が総務相の同意を得て必要な経費を支出することを特例として認めてきた。

しかし、各地域の実情に応じて地域活性化策などをより機動的に実施できるようにするため、総務省は2007年末、政府の地域活性化統合本部の「地方再生戦略」に基づき、国立大学などへの寄付制限を緩和することを各自治体に通知。これにより、愛媛県愛南町が遊休庁舎を活用して愛媛大学と連携した水産研究センターを設置、同大学に無償貸与する寄付協議が既に成立している。

今回の改正政令では、自治体が保有する土地・建物の無償譲渡を規定するほか、地域医療を支える国立大学付属病院が救急救命センターを設置するといった場合に、自治体が設備費などを助成することも認める。また、寄付協議に関する手続きも大幅に簡素化。市町村が総務相に提出する関係書類を都道府県を経由せず直接、国に提出できるようにする。

さらに、自治体のインキュベーター施設（起業化支援施設）での賃料補助事業などで、従来は入居法人が変わる都度必要だった総務相との協議も簡素化し、一定の事業類型について事前協議を一度行えば、それ以降は事業類型に沿っている限り同意書を交付するという簡易手続きに改める。

政令第 号

地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）第二十四条ただし書及び第二十六条並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二十九条及び附則第五条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方財政再建促進特別措置法施行令の一部改正）

第一条 地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和三十年政令第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第七号中「場合に」の下に「、当該地方公共団体が」を、「除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「当該地方公共団体が負担しよう」を「負担しようとし、又は当該研究開発等の事業の用に供するための土地、施設若しくは設備を当該特定法人に寄附しよう」に改め、同条に次の一号を加える。

八 独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等（以下この号において「独立行政法人等」という。）で病院又は診療所を開設するものが、地方公共団体の要請に基づき、当該地方公共団体の住民に對して特別に医療を提供する場合に、当該地方公共団体が、当該医療の提供に要する費用を負担しようとし、又は当該医療の提供の用に供するための土地、施設若しくは設備を当該独立行政法人等に寄附しようとするとき。

第十五条中「法又は」を「法（第二十四条を除く。）又は」に改める。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

第二条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「法又は」を「法（附則第五条を除く。）又は」に改める。

附則第四条第七号中「場合に」の下に「、当該地方公共団体が」を、「除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「当該地方公共団体が負担しよう」を「負担しようとし、又は当該研究開発等の事業の用に供するための土地、施設若しくは設備を当該特定法人に寄附しよう」に改め、同条に次の一号を

加える。

八 独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等（以下この号において「独立行政法人等」という。）で病院又は診療所を開設するものが、地方公共団体の要請に基づき、当該地方公共団体の住民に對して特別に医療を提供する場合に、当該地方公共団体が、当該医療の提供に要する費用を負担しうとし、又は当該医療の提供の用に供するための土地、施設若しくは設備を当該独立行政法人等に寄附しようとするとき。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 市町村がこの政令の施行の日前に第一条の規定による改正前の地方財政再建促進特別措置法施行令第十五条の規定に基づき都道府県知事に提出した書類については、なお従前の例による。

理 由

地方公共団体による寄附金等の支出について、住民の福祉の増進の観点から、住民に対する医療の提供に関する寄附金等の支出を認めることとする等、その制限を緩和する等の必要があるからである。

地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令案

◎ 地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和三十年政令第三百三十三号） 新旧対照表（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に対する寄附金等の支出の制限の特例） 第十二条の三 法第二十四条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 国（法第二十四条に規定する国をいう。以下この条において同じ。） 。（、独立行政法人（法第二十四条に規定する独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）若しくは国立大学法人等（法第二十四条に規定する国立大学法人等をいう。以下この条において同じ。）又は会社等（法第二十四条に規定する会社等をいう。以下この条において同じ。）の所有する財産の譲与又は無償譲渡を受けるため、他の財産を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に寄附しようとする場合 二 国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に対する地方公共団体の事務の移管に伴い当該事務の用に供するため国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に無償で貸し付けた財産で、当該地方公共団体において維持及び保存の費用を負担しているものを、当該地方公共団体の負担の軽減を図るため国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に寄附しようとする場合	（国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に対する寄附金等の支出の制限の特例） 第十二条の三 法第二十四条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 国（法第二十四条に規定する国をいう。以下この条において同じ。） 。（、独立行政法人（法第二十四条に規定する独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）若しくは国立大学法人等（法第二十四条に規定する国立大学法人等をいう。以下この条において同じ。）又は会社等（法第二十四条に規定する会社等をいう。以下この条において同じ。）の所有する財産の譲与又は無償譲渡を受けるため、他の財産を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に寄附しようとする場合 二 国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に対する地方公共団体の事務の移管に伴い当該事務の用に供するため国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に無償で貸し付けた財産で、当該地方公共団体において維持及び保存の費用を負担しているものを、当該地方公共団体の負担の軽減を図るため国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に寄附しようとする場合

三 地方公共団体の施行する工事により必要を生じて国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等が施行する工事に係る費用を、その必要を生じた限度において当該地方公共団体が負担しようとする場合

四 地方公共団体の施設で独立行政法人又は会社等が直接その本来の事業の用に供する施設と一体となつて機能を發揮しているものを構成している財産を、当該施設の機能を増進させるため独立行政法人又は会社等に寄附しようとする場合。ただし、当該施設が専ら当該地方公共団体の利用に供され、又は主として当該地方公共団体を利することとなる場合に限る。

五 専ら当該地方公共団体の利用に供され、又は主として当該地方公共団体を利することとなる施設で独立行政法人又は会社等の当該施設に係る一般的な設置基準を超えるものを当該独立行政法人又は会社等が設置する場合において、当該施設を構成する財産を独立行政法人又は会社等に寄附しようとし、又は当該財産の取得に要する費用を当該地方公共団体が負担しようとするとき。

六 独立行政法人又は会社等の行う事業のうち、住民の福祉の増進に寄与し、かつ、地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定めるものに要する経費の一部を、法律の定めるところにより行われる公営競技の競走（地方公共団体が特定の事業に協賛するため通常の開催回数又は開催日数の範囲を超えて開催するものであつて、総務大臣が指定するものに限る。）に係る収益の一部をもつて当該地方公共団体が負担しようとする場合

七 国立大学法人等又は総務省令で定める独立行政法人（以下この号において「特定法人」という。）が、地方公共団体の要請に基づき、科学技術に関する研究若しくは開発又はその成果の普及（以下こ

三 地方公共団体の施行する工事により必要を生じて国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等が施行する工事に係る費用を、その必要を生じた限度において当該地方公共団体が負担しようとする場合

四 地方公共団体の施設で独立行政法人又は会社等が直接その本来の事業の用に供する施設と一体となつて機能を發揮しているものを構成している財産を、当該施設の機能を増進させるため独立行政法人又は会社等に寄附しようとする場合。ただし、当該施設が専ら当該地方公共団体の利用に供され、又は主として当該地方公共団体を利することとなる場合に限る。

五 専ら当該地方公共団体の利用に供され、又は主として当該地方公共団体を利することとなる施設で独立行政法人又は会社等の当該施設に係る一般的な設置基準を超えるものを当該独立行政法人又は会社等が設置する場合において、当該施設を構成する財産を独立行政法人又は会社等に寄附しようとし、又は当該財産の取得に要する費用を当該地方公共団体が負担しようとするとき。

六 独立行政法人又は会社等の行う事業のうち、住民の福祉の増進に寄与し、かつ、地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定めるものに要する経費の一部を、法律の定めるところにより行われる公営競技の競走（地方公共団体が特定の事業に協賛するため通常の開催回数又は開催日数の範囲を超えて開催するものであつて、総務大臣が指定するものに限る。）に係る収益の一部をもつて当該地方公共団体が負担しようとする場合

七 国立大学法人等又は総務省令で定める独立行政法人（以下この号において「特定法人」という。）が、地方公共団体の要請に基づき、科学技術に関する研究若しくは開発又はその成果の普及（以下こ

の号において「研究開発等」という。）で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与し、かつ、当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるものを行う場合に、当該地方公共団体が、当該研究開発等（当該特定法人において通常行われる研究開発等と認められる部分を除く。以下この号において同じ。）の実施に要する経費を

負担しようとし、又は当該研究開発等の事業の用に供するための土地、施設若しくは設備を当該特定法人に寄附しようとするとき。

八 独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等（以下この号において「独立行政法人等」という。）で病院又は診療所を開設するものが、地方公共団体の要請に基づき、当該地方公共団体の住民に対して特別に医療を提供する場合に、当該地方公共団体が、当該医療の提供に要する費用を負担しようとし、又は当該医療の提供の用に供するための土地、施設若しくは設備を当該独立行政法人等に寄附しようとするとき。

（市町村の提出する書類）

第十五条 市町村が法（第二十四条を除く。）又はこの政令の規定に基づいて総務大臣に提出すべき書類は、都道府県知事を経由しなければならない。この場合においては、都道府県知事は、その意見（当該書類の内容に都道府県の委員会の所掌に係る事項に関する部分が含まれているときは、当該委員会の意見を含む。）を付け、速やかにこれを総務大臣に送付するものとする。

の号において「研究開発等」という。）で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与し、かつ、当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるものを行う場合に、当該研究開発等（当該特定法人において通常行われる研究開発等と認められる部分を除く。以下この号において同じ。）の実施に要する経費を当該地方公共団体が負担

しようとするとき。

（市町村の提出する書類）

第十五条 市町村が法 又はこの政令の規定に基づいて総務大臣に提出すべき書類は、都道府県知事を経由しなければならない。この場合においては、都道府県知事は、その意見（当該書類の内容に都道府県の委員会の所掌に係る事項に関する部分が含まれているときは、当該委員会の意見を含む。）を付け、速やかにこれを総務大臣に送付するものとする。

◎ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号） 新旧対照表（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（都道府県知事を経由した報告等） 第二十四条 略 2 前項に規定する場合のほか、市町村又は特別区が行う法（附則第五条を除く。）又はこの政令の規定による総務大臣に対する報告、協議及び書類の提出は、都道府県知事を経由してしなければならない 附 則 （国等に対する寄附金等の支出の制限の特例） 第四条 法附則第五条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 国、独立行政法人（法附則第五条に規定する独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）若しくは国立大学法人等（法附則第五条に規定する国立大学法人等をいう。以下この条において同じ。）又は会社等（法附則第五条に規定する会社等をいう。以下この条において同じ。）の所有する財産の譲与又は無償譲渡を受けるため、他の財産を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に寄附しようとする場合 二 国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に対する地方公共団体の事務の移管に伴い当該事務の用に供するため国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に無償で貸し付けた財産で、当該地方公共団体において維持及び保存の費用を負担してい	（都道府県知事を経由した報告等） 第二十四条 略 2 前項に規定する場合のほか、市町村又は特別区が行う法 又はこの政令の規定による総務大臣に対する報告、協議及び書類の提出は、都道府県知事を経由してしなければならない。 附 則 （国等に対する寄附金等の支出の制限の特例） 第四条 法附則第五条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 国、独立行政法人（法附則第五条に規定する独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）若しくは国立大学法人等（法附則第五条に規定する国立大学法人等をいう。以下この条において同じ。）又は会社等（法附則第五条に規定する会社等をいう。以下この条において同じ。）の所有する財産の譲与又は無償譲渡を受けるため、他の財産を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に寄附しようとする場合 二 国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に対する地方公共団体の事務の移管に伴い当該事務の用に供するため国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に無償で貸し付けた財産で、当該地方公共団体において維持及び保存の費用を負担してい

るものを、当該地方公共団体の負担の軽減を図るため国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に寄附しようとする場合

三 地方公共団体の施行する工事により必要を生じて国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等が施行する工事に係る費用を、その必要を生じた限度において当該地方公共団体が負担しようとする場合

四 地方公共団体の施設で独立行政法人又は会社等が直接その本来の事業の用に供する施設と一体となつて機能を發揮しているものを構成している財産を、当該施設の機能を増進させるため独立行政法人又は会社等に寄附しようとする場合。ただし、当該施設が専ら当該地方公共団体の利用に供され、又は主として当該地方公共団体を利することとなる場合に限る。

五 専ら当該地方公共団体の利用に供され、又は主として当該地方公共団体を利することとなる施設で独立行政法人又は会社等の当該施設に係る一般的な設置基準を超えるものを当該独立行政法人又は会社等が設置する場合において、当該施設を構成する財産を独立行政法人又は会社等に寄附しようとし、又は当該財産の取得に要する費用を当該地方公共団体が負担しようとするとき。

六 独立行政法人又は会社等の行う事業のうち、住民の福祉の増進に寄与し、かつ、地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定めるものに要する経費の一部を、法律の定めるところにより行われる公営競技の競走（地方公共団体が特定の事業に協賛するため通常の開催回数又は開催日数の範囲を超えて開催するものであつて、総務大臣が指定するものに限る。）に係る収益の一部をもつて当該地方公共団体が負担しようとする場合

七 国立大学法人等又は総務省令で定める独立行政法人（以下この号

るものを、当該地方公共団体の負担の軽減を図るため国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に寄附しようとする場合

三 地方公共団体の施行する工事により必要を生じて国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等が施行する工事に係る費用を、その必要を生じた限度において当該地方公共団体が負担しようとする場合

四 地方公共団体の施設で独立行政法人又は会社等が直接その本来の事業の用に供する施設と一体となつて機能を發揮しているものを構成している財産を、当該施設の機能を増進させるため独立行政法人又は会社等に寄附しようとする場合。ただし、当該施設が専ら当該地方公共団体の利用に供され、又は主として当該地方公共団体を利することとなる場合に限る。

五 専ら当該地方公共団体の利用に供され、又は主として当該地方公共団体を利することとなる施設で独立行政法人又は会社等の当該施設に係る一般的な設置基準を超えるものを当該独立行政法人又は会社等が設置する場合において、当該施設を構成する財産を独立行政法人又は会社等に寄附しようとし、又は当該財産の取得に要する費用を当該地方公共団体が負担しようとするとき。

六 独立行政法人又は会社等の行う事業のうち、住民の福祉の増進に寄与し、かつ、地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定めるものに要する経費の一部を、法律の定めるところにより行われる公営競技の競走（地方公共団体が特定の事業に協賛するため通常の開催回数又は開催日数の範囲を超えて開催するものであつて、総務大臣が指定するものに限る。）に係る収益の一部をもつて当該地方公共団体が負担しようとする場合

七 国立大学法人等又は総務省令で定める独立行政法人（以下この号

において「特定法人」という。）が、地方公共団体の要請に基づき、科学技術に関する研究若しくは開発又はその成果の普及（以下この号において「研究開発等」という。）で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与し、かつ、当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるものを行う場合に、当該地方公共団体が、当該研究開発等（当該特定法人において通常行われる研究開発等と認められる部分を除く。以下この号において同じ。）

の実施に要する経費を 負担しようとし、又は当該研究開発等の事業の用に供するための土地、施設若しくは設備を

当該特定法人に寄附しようとするとき。

八 独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等（以下この号において「独立行政法人等」という。）で病院又は診療所を開設するものが、地方公共団体の要請に基づき、当該地方公共団体の住民に対して特別に医療を提供する場合に、当該地方公共団体が、当該医療の提供に要する費用を負担しようとし、又は当該医療の提供の用に供するための土地、施設若しくは設備を当該独立行政法人等に寄附しようとするとき。

において「特定法人」という。）が、地方公共団体の要請に基づき、科学技術に関する研究若しくは開発又はその成果の普及（以下この号において「研究開発等」という。）で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与し、かつ、当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるものを行う場合に、

当該研究開発等（当該特定法人において通常行われる研究開発等と認められる部分を除く

の実施に要する経費を当該地方公共団体が負担

しようとするとき。